

番号	
項目	<p>高尾教育委員は、2016 年度使用中学校教科書採択方針の審議・決定、歴史・公民分野の教科書採択の審議・採決に一切関与しないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条六に「教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とあります。</p> <p>高尾教育委員につきましては、現在職を有しておらず、同委員が社会生活上の地位に基づいて行う業務は、中学校教科用図書採択に係る案件に直接的な利害を有するものではありません。</p> <p>したがって、同委員はすべての議案の発議や議決に参加することになります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：(06) 6208 - 9187</p>